

# 飯綱町農地賃借料情報

飯綱町において締結（公告）された過去1年間（令和4年1月から令和4年12月）の10a当りの賃借料を下記のとおり公表します。農地の賃貸借契約をする際の参考にしてください。

（10a当り：円）

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
水田	5,100	8,800	1,700	149
樹園地	4,900	8,000	1,800	126
普通畑	3,500	6,000	1,800	48

※賃借料情報の信頼性を高めるため、各農地区分の賃借料の平均値×±70%を超える賃貸借契約は除いています。

## （注意）

- ・賃借料情報等はいくまでも目安であり、実際の賃借料は土地条件等に応じて貸し手、借り手の両者でよく協議したうえでご決定ください。
- ・何らかの都合により、契約期間内において農地の貸借を続けられなくなった場合には、双方合意のうえ農業委員会に届出をお願いします。
- ・農道、水路の管理（作業等）につきましては、借受人の積極的な参加をお願いするとともに、その利用につきましても地域の慣習を尊重し、その地域の農業者との共存をお願いします。
- ・草刈り・除草・防除等を行い、農地を適正に管理してください。
- ・食の安全・安心と食料自給率向上のため遊休農地の活用をお願いします。
- ・農地の売買、貸借、転用等には法律上の様々な制約があり、許可になるまでに時間を要する場合があります。農地の売買、貸借、転用等を予定されている方は早めに担当の農業委員又は農業委員会事務局（電話 253-4765 有線 4765）にご相談ください。